

シチュエーション4 災害によって職員が行方不明となった場合

①サービス

(1)サービスに関する取り扱い

サービスの取扱	休職にすることができる。
事由	水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
期間	必要に応じ、3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。 (定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲において、これを更新することができる)
手続き	

(2)休職扱いの職員の所在が判明した場合

サービスの取扱	任命権者は、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。
手続き	

(3)死亡が確認できた場合

サービスの取扱	任命権者は、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。
手続き	死亡届及び死亡報告書の提出。

書類様式

- (1)
- (2)
- (3)

根拠法規
通知文書

(1)職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 (高教必P1715～)